

光市人事行政の運営等の状況について

人事行政の運営における公平性や透明性を高めるため、「光市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、光市の人事行政の運営の状況について、次のとおり公表します。

光市では、行政改革大綱実施計画や定員適正化計画などに基づき、合併時の職員数462人（公営企業を除く）を平成26年4月1日現在で386人とし、76人削減しています。

1 任免および職員数に関する状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

区分	平成25年4月1日現在	平成25年4月1日～平成26年3月31日		(参考) 平成26年4月1日現在
	職員数	採用者数	退職者数	職員数
市	389人	19人	20人	386人
病院局	380人	26人	21人	383人
水道局	34人	2人	0人	35人
合計	803人	47人	41人	804人

※職員数は、人事交流や常勤再任用を加味した人数です。

2 競争試験および選考の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

区分	競争試験				選考
	受験申込者数	一次合格者数	最終合格者数	採用者数	採用者数
市	140人	50人	24人	19人	0人
病院局	51人	28人	22人	19人	2人
水道局	2人	1人	1人	1人	0人
合計	193人	79人	47人	39人	2人

3 給与の状況

(1) 職員給与費の状況（平成26年度当初予算）

区分	職員数 A	給与費		計 B	1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当等		
一般会計	355人	1,347,069千円	731,839千円	2,078,908千円	5,856千円

※ 再任用職員、嘱託職員を除きます。

※ 職員手当等には退職手当を含みません。

※ 一般会計とは、特別会計、公営企業会計を除いたものです。

(2) 職員の平均給料月額および平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般会計	320,791円	41歳4月	334,380円	51歳7月

※ 平成26年4月から、管理職職員の給料を1.5%減額しています。

(3) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	一般行政職	
	光市	国
高校卒	140,100円	140,100円
大学卒	172,200円	172,200円

(4) 職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	内 容			
扶 養 手 当	配偶者	13,000円		
	配偶者以外の扶養親族			
	1人目			
	配偶者がいる場合	6,500円		
	配偶者がいない場合	11,000円		
住居手当	2人目以降	6,500円		
	持家	3,000円		
	借家（家賃などに応じ）	上限29,000円		
通 勤 手 当	交通機関利用者	運賃等の相当額 （上限55,000円）		
	自動車など利用者 （片道2km以上を距離に応じ17区分）	3,000円～43,300円		
期末勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当	合 計
	6月	1.225 月分	0.675 月分	1.90 月分
	12月	1.375 月分	0.675 月分	2.05 月分
	計	2.60 月分	1.35 月分	3.95 月分
	※ 職制上の段階、職務の級等による加算有			
特殊勤務手当	徴収手当、職務手当など	7手当13種類		

時 間 外 勤 務 手 当	勤務日の時間外勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価×125/100		
	勤務日の時間外勤務1時間につき（22時から翌日5時まで） 当該職員の1時間当たりの単価×150/100		
時 間 外 勤 務 手 当	週休日の時間外勤務1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価×135/100		
	週休日の時間外勤務1時間につき（22時から翌日5時まで） 当該職員の1時間当たりの単価×160/100		
時 間 外 勤 務 手 当	●1か月60時間を超える時間外 1時間につき 当該職員の1時間当たりの単価×150/100		
	1時間につき（※22時～翌日5時まで） 当該職員の1時間当たりの単価×175/100		
宿 日 直 手 当	勤務1回につき		4,200円
	※ 勤務時間が5時間未満の場合は2,100円		
休 日 勤 務 手 当	休日の勤務1時間につき		当該職員の1時間当たりの単価×135/100
管 理 職 手 当	部長級の職員		44,400円または40,200円
	課長級の職員		33,500円
	課長補佐級の職員		25,200円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	部長級の職員		8,000円
	課長級の職員		6,000円
	課長補佐級の職員		4,000円
	※ 2時間に満たない場合は50/100を乗じて得た額		
退 職 手 当	区分	定年・早期（月分）	自己都合（月分）
	勤続20年	27.025	21.62
	勤続25年	36.57	30.82
	勤続35年	52.44	43.7
	最高限度	52.44	52.44
	その他の加算措置等	定年前早期退職 特例措置	—

(5) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

職名	給料・報酬月額	期末手当	加算割合
市長	777,600 円	6月期 1.875月分 12月期 2.025月分	20%
副市長	685,790 円		
病院事業管理者	608,190 円		
水道事業管理者	608,190 円		
議長	456,000 円	6月期 1.40月分 12月期 1.55月分	20%
副議長	399,000 円		
議員	370,000 円		

※ 市長の給料は平成26年4月から10%減額しています。

※ 副市長及び各事業管理者は、平成26年4月から3%減額しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成26年4月1日現在）

勤務を要する曜日	勤務時間	休憩時間
月曜日～金曜日 (週38時間45分)	8:30～17:15	12:00～13:00

※ 標準的なものであり、勤務場所により異なります。

(2) 職員の休暇制度（平成26年4月1日現在）

休暇の種類	休暇の内容、日数
年次有給休暇	1年につき20日（最大20日を翌年繰越）
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に90日以内 (結核性疾病については180日)
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり親族を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合に6月以内（無給）
特別休暇	産前・産後の休養、忌引休暇、結婚休暇など24種類

(3) 職員の育児休業取得状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

区分	男性	女性
育児休業を取得したもの	0人	44人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

処分の種類 処分の具体的事由	免職	休職	降任	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0人
心身の故障の場合		6人			6人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少等により 廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し、起訴された場合					0人

(2) 懲戒処分者数（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

処分の種類 処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合					0人
職務上の義務に違反し、又は職務を 怠った場合					0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行のあった場合					0人

6 職員のサービスの状況

職員の営利企業等従事許可等の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、 顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員 の地位を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする場合	0件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0件

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

区分	延人数	研修内容
基本研修	246人	新規採用職員研修、中堅職員課程研修など
専門研修	4,400人	税務事務研修、人事評価制度研修など
その他	300人	交通安全研修、メンタルヘルス研修など

(2) 勤務成績の評定の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

評定の回数	評定の時期	評定の対象人数
1回	12月	760人

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断に関する状況（平成26年4月1日現在）

区 分	内 容
定 期 健 康 診 断	市が実施する一般検診
胸部レントゲン検診	市が実施する一般検診
人 間 ド ッ ク	医療機関等が実施する総合検診（30歳以上の希望者）
腹 部 超 音 波 検 診	市が実施する一般検診（希望者）
胃 検 診	市が実施する一般検診（希望者）

(2) 公務災害補償制度の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金山口県支部	10件	右膝関節打撲、指針刺し事故など

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

係属件数	措置要求件数
0件	0件

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

係属件数	不服申立件数
0件	0件

(5) 職員共済事業

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復などの事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法等の規定に基づき、市町村職員共済組合が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

また、光市職員共済会は職員の掛金と市からの交付金を主な財源に、慶弔、元気回復、健康増進事業などを実施しています。